



大船渡商工会議所

商工

しおさい

## 主 な 内 容

- 平成24年度震災関連中小企業支援制度のお知らせ…………… P 2
- 第112回通常議員総会を開催…………… P 4
- 復興支援・住宅エコポイント制度のお知らせ…………… P 5
- 平成24年度検定試験のお知らせ…………… P 6
- ホームページリニューアル…………… P 8

▼大船渡市の観光シーズン幕開けを飾る碁石海岸観光まつり。5月5日のオープニングで太鼓を披露する千歳明神太鼓。





# 平成24年度 震災関連中小企業支援制度のお知らせ

被災した事業所の早期事業再開に向けて、平成24年度に実施する主な支援制度についてご紹介をいたします。支援制度について詳しくお聞きになりたい場合は、大船渡商工会議所並びに各お問い合わせ先にご連絡願います。

## 大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金

中小企業者が被害を受けた施設整備を復旧する場合に  
その復旧に要する経費に対して補助金が支給される新たな制度です。

- 対 象**：東日本大震災津波により、事業用資産が滅失し、市内で事業を再開しようとする中小企業者
- 補 助 要 件**：①復旧に要する経費が100万円以上であること  
②事業拠点の主たる施設が滅失していること  
③土地利用計画との整合が図られること
- 雇 用 要 件**：事業を再開した日の属する年度から起算して、  
3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の  
従事者数を回復すること
- 補 助 率**：補助対象経費の1/2以内
- 補助限度額**：製造業・宿泊業（旅館・ホテル） 上限額 2,000万円  
その他の業種 上限額 300万円
- 補助対象経費**：事業再開のために不可欠な建物、付属設備、構築物、機械、装置の取得に要する経費
- 受 付 期 間**：平成24年5月21日（月）～6月15日（金）
- お問い合わせ先**：大船渡市役所 商業観光課商業係（TEL 27-3111 内線114）



## 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）

県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」「被災地域の復興」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

- グループ等の要件**：複数の中小企業者等から構成される集団であり、以下①、②のいずれにも該当すること  
①機能の重要性（以下のいずれか）
  - ・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
  - ・事業規模や雇用規模が大きく、県の経済・雇用への貢献度が高いこと
  - ・県内の一定の地域において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
  - ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと  
②震災による被害の大きさ
  - ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること
- 対 象 経 費**：グループが復興事業計画に基づき事業を行うことに不可欠な施設及び設備の復旧及び新設に要する経費（グループ構成員の施設・設備も含む）
- 補 助 率**：事業費の3/4以内 ※事業費の1/4については、県の制度融資を利用できます
- 復興事業計画の認定**：事業計画の認定は、県の審査会で審査されます  
事業計画の認定を受けたグループは補助金交付申請を行うことができます
- お問い合わせ先**：岩手県商工労働観光部 経営支援課 新事業・団体支援担当（TEL 019-629-5546）

## 被災地復興支援助成金（さんりく基金）

| 事 業 名     | ① 被災事業者業務再開事業                                                                                                                                                         | ② 被災地域産業再生事業                                                                                                |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者     | 商工会議所が推薦する被災事業者<br>①震災1年前から営利活動実績があり、引続き被災地で雇用再開又は継続する被災事業者であること<br>②雇用保険並びに健康保険の適用事業所であること                                                                           | ①震災1年前から営利活動実績があり、引続き大船渡市内で事業を継続する見込みのある被災小規模事業者であること（農林漁業、非営利団体は除きます）<br>※従業員の有無、労働保険、社会保険の適用事業所の有無は問いません。 |
| 対 象 経 費   | 事業再開・継続に必要な次の購入費または平成24年度中のリース料<br>①不動産、車両を除く営業用設備<br>②営業用備品（単価3万円以上）・営業用什器<br>③上記設備に係る平成24年度中のリース料                                                                   |                                                                                                             |
| 補 助 率     | 1 / 2 以内                                                                                                                                                              |                                                                                                             |
| 助 成 限 度 額 | 雇用人数 5人以下 50万円<br>" 6人以上 100万円<br>※雇用人数は、助成金請求時に雇用保険・健康保険共に加入している雇用者数で確定します。                                                                                          | 30万円                                                                                                        |
| 留 意 点     | ◆ <u>交付決定日前に購入した設備等は本助成事業の対象外となります。</u> 設備購入の計画が生じましたら必ず事前に申請を行っていただき、承認を受けてから発注等を行って下さい。<br>◆ <u>平成23年度中に限度額分の助成を受けた事業所の方は対象外です。</u> （⇨限度額分の助成を受けていない方は対象となる場合があります） |                                                                                                             |
| お問い合わせ先   | 大船渡商工会議所 本所（TEL 26-2141） 三陸支所（TEL 44-2058）                                                                                                                            |                                                                                                             |

## 平成24年度事業復興型雇用創出助成金

岩手県では、国や地方自治体の補助金や融資等を受けた事業所が、被災求職者を無期雇用又は1年以上の期間で更新が可能な契約により雇い入れた場合、1人あたり3年間で最大225万円を助成します。

- 平成24年度対象事業所**：
  - 国や岩手県及び県内市町村の補助金・融資の対象となっている事業（平成23年3月11日以降に採択された事業に限る。）を実施する事業所
  - 次に掲げる事業を実施する事業所であって相当数の雇用創出が期待される事業所  
上記以外の国又は自治体の補助、融資その他産業政策による事業であって、県が地場産業又は成長産業として振興を行っている産業分野その他これらに準ずる産業分野の事業
- 助成対象者**：平成23年11月21日以降に雇用された方で、以下の①～③のいずれかに該当し、「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であり契約更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された方  
①平成23年3月11日において被災地域に勤務していたが、その後、離職した方  
②平成23年3月11日において被災地域に居住していた失業中の方  
③平成24年3月新規卒業予定の方（平成23年3月11日において扶養者が被災地域に居住していた場合のみ）
- 助成金支給額**：1人あたり225万円：1年目140万円、2年目50万円、3年目35万円  
（短時間労働者は110万円：1年目45万円、2年目35万円、3年目30万円）  
1事業所1億円を超えない範囲で支給
- お問い合わせ先**：岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター（TEL 019-601-5263）

# 第112回通常議員総会を開催 平成24年度の活動方針決まる

平成24年度の事業と予算を決める第112回通常議員総会が3月29日(木)大船渡町の大船渡プラザホテルで開催されました。総会の冒頭で、齊藤会頭は「東日本大震災による問題が山積するとともに、円高や欧州経済の減退もあり、大変厳しい環境におかれている。このピンチをチャンスに変えるべく、心を一つにして復興元年の幕開けにふさわしい事業に取り組み、1,700余名の会員が一丸となって復旧・復興に取り組みたい」とあいさつ。その後、議事に移り平成24年度事業計画案並びに同収支予算案、大船渡商工会議所新会館建設について審議し、いずれも原案どおり承認、可決されました。

なお、新会館建設については、今年2月の常議員会において商工会議所会館建設が決定し、併せて会館建設委員会の設置が承認され具体的な検討を重ねてきた結果、盛町中道下、旧(株)理工電気跡地に新会館を建設することが決定しています。今後は、申請手続きを経て建設着工に入り、平成24年度内の完成に向け整備を進めて行く予定になっています。



▲総会の冒頭であいさつをする齊藤会頭

## 重点事業

- 日本商工会議所・東北六県商工会議所連合会・岩手県商工会議所連合会との連携による震災復興のための国、県への意見活動
- 大船渡市の復興計画と土地利用計画への提言要望
- 中小企業等復興・復旧支援事業（グループ補助金）申請に伴う支援体制の確立
- 震災アドバイザーによる震災二重ローン窓口相談指導の強化
- 震災から早期事業再生のためのワンストップ相談会の開催
- 災害融資制度を対象とした総合金融相談会の開催
- 仮称「新商店街区形成と仮設店舗期限後の個店集積の策定事業」の実施
- 被災中小企業者への相談対応の強化



▲専門家を一堂に会して行った  
昨年のワンストップ相談会の様子

## 平成24年度 予算総括表

【単位：千円】

| 会計名           | 平成24年度予算額 | 平成23年度予算額 | 比較増減額   | 今年度構成比  |
|---------------|-----------|-----------|---------|---------|
| I 一般会計        | 88,852    | 74,351    | 14,501  | 36.7 %  |
| II 特別会計       | 153,120   | 134,393   | 18,727  | 63.3 %  |
| 1 中小企業相談所会計   | 94,678    | 97,400    | ▲ 2,722 | 39.1 %  |
| 2 税務継続特別会計    | 23,700    | 13,936    | 9,764   | 9.8 %   |
| 3 共済事業特別会計    | 25,850    | 21,150    | 4,700   | 10.7 %  |
| 4 特定退職金共済特別会計 | 4,022     | 1,907     | 2,115   | 1.7 %   |
| 5 労働保険事業特別会計  | 4,870     | 0         | 4,870   | 2.0 %   |
| 合計（I + II）    | 241,972   | 208,744   | 33,228  | 100.0 % |

## 復興支援・住宅エコポイント制度をご存知ですか？ 「大船渡地域商品券」をご指定ください。

現在、被災地復興支援と住宅の省エネ化を目的とした「復興支援・住宅エコポイント」制度が行われています。「復興支援・住宅エコポイント」はエコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換できる制度です。従来の「住宅エコポイント」に続いて「復興支援・住宅エコポイント」も大船渡地域商品券と交換することができます。

### 対象となる工事

- ◆エコ住宅の新築：平成23年10月21日～平成24年10月31日に建築着工したもの
- ◆エコリフォーム：平成23年10月21日～平成24年10月31日に工事着工したもの



▲市内加盟店で利用できる大船渡地域振興券

### 復興支援・住宅エコポイント申請期限一覧

| 工事種類    | 建て方等            | ポイント発行の申請期限 |
|---------|-----------------|-------------|
| エコ住宅の新築 | 一戸建て住宅          | 平成25年4月30日  |
|         | 共同住宅等           | 平成25年10月31日 |
| エコリフォーム | 一戸建て住宅・共同住宅等    | 平成25年1月31日  |
|         | 共同住宅等で耐震改修を行うもの | 平成25年10月31日 |

### お問い合わせ先

住宅エコポイント事務局 TEL 0570-200-121  
ホームページURL <http://fukko-jutaku.eco-points.jp/>

## 大船渡地域商品券の有効期限延長について

大船渡地域商品券の有効期限は原則発行日から3年間ですが、東日本大震災の影響を考慮し有効期限が平成23年10月31日までの大船渡地域商品券に限り、一年延長し平成24年10月31日までとなっております。

尚、有効期限が平成24年10月31日以降の商品券については延長がありませんので期限内にご利用ください。

また、お持ちの大船渡地域商品券の有効期限を確認していただき、お早めにご利用いただきますようお願いいたします。



ここをご覧ください!!

有効期限 平成23年10月31日

注意：有効期限が「平成23年10月31日」の商品券のみが延長になります。



## こんな問題にお困りではありませんか??

- ◆新しく事業を始めて帳簿のつけ方がわからない・・・
- ◆帳簿作成の仕方がわからない・・・
- ◆青色申告に向けての記帳の仕方を教えてほしい。

帳簿のつけ方から決算・申告までお手伝いをします。

### ～記帳代行事業について～

大船渡商工会議所では、帳簿の作成が難しい、手が回らないなどのお悩みを抱えている事業所様向けに、会計帳簿作成のお手伝いを行う記帳代行事業を行っています。

お預かりした預金通帳、出納帳などから月々の総勘定元帳、試算表等の作成を行い、決算書まで作成します。企業情報については守秘義務を厳守しておりますので、ご希望の事業所様はお気軽にお問い合わせください。



### \* お問い合わせ先 \*

大船渡商工会議所 業務部 (TEL 26-2141 担当：齊藤)

## 平成24年度 検定試験のお知らせ

昨今の厳しい雇用情勢において企業が求めるのは「即戦力」です。

商工会議所の検定試験により「就職力」をアップさせ、「即戦力」となる資格を手に入れましょう。

### ●各種検定日程表

| 検定名 | 回数    | 級     | 施行日            | 受付期間                         |
|-----|-------|-------|----------------|------------------------------|
| 簿記  | 第132回 | 1級～4級 | 平成24年11月18日(日) | 平成24年9月28日(金)～10月19日(金)      |
|     | 第133回 | 2級～4級 | 平成25年2月24日(日)  | 平成25年1月8日(火)～1月25日(金)        |
| 販売士 | 第70回  | 3級    | 平成24年7月14日(土)  | 平成24年5月28日(月)～6月21日(木)       |
|     | 第40回  | 2級    | 平成24年10月3日(水)  | 平成24年8月17日(金)～9月10日(月)       |
|     | 第40回  | 1級    | 平成25年2月20日(水)  | 平成24年12月20日(木)～平成25年1月28日(月) |
|     | 第71回  | 3級    |                |                              |
| 珠算  | 第196回 | 1級～3級 | 平成24年10月28日(日) | 平成24年8月20日(月)～9月14日(金)       |
|     | 第197回 | 1級～3級 | 平成25年2月10日(日)  | 平成24年12月3日(月)～平成25年1月10日(木)  |

### ●各種検定受験料

|     | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 簿記  | 7,500 | 4,500 | 2,500 | 1,600 |
| 販売士 | 7,500 | 5,500 | 4,000 |       |
| 珠算  | 2,040 | 1,530 | 1,330 |       |

※ 日商検定公式 HP もご覧ください。http://www.kentei.ne.jp

※ 受験を希望される方は本所・三陸支所に設置してある申込み用紙に記入し、受験料を添えてお申込みください。

● 試験会場は大船渡東高等学校になります。



●お申込み・お問い合わせ先 大船渡商工会議所 本所：26-2141 三陸支所：44-2058

## 会員企業の福利厚生増進のために!!



ガン治療保険(無解約払いもどし金型)  
上皮内新生物治療給付特約付



ガンはとても身近な病気です。とはいえ、医療技術の進歩により、治る確率も年々高まり、治療スタイルも大きく変化しています。アクサの「治療保障」のがん保険は、こうした最新のガン治療の状況に対応した保険です。

### 特 長

- ガンの主な治療方法、「手術」・「放射線治療」・「化学療法(抗がん剤治療)」を保障します。  
「手術」「放射線治療」は上皮内新生物も保障します。
- 手術後に合併症を発症する可能性が高い特定のガンの手術を受けられた場合は、「ガン特定手術サポート給付金」をプラスします。
- ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「緩和ケア(緩和療養)」を保障します。



### 保障内容

保険期間・保険料払込期間:10年

【ご契約例】ガン治療保険(無解約払いもどし金型)上皮内新生物治療給付特約付 主契約(基本給付金額:10万円)、上皮内新生物治療給付特約(特約基本給付金額:10万円)

| ● 基本保障 |                | このような場合にお支払いします                                                                                                       | お支払額                            |
|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 主契約    | ガン手術給付金        | ガンの治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき<br>基本給付金額×2                                                                               | お支払回数 1回につき 無制限 20万円            |
|        | ガン特定手術サポート給付金  | ガン手術給付金支払われる手術のうち以下の手術を受けられたとき<br>食道、胃、小腸、結腸、直腸、肛門の切除術および全摘出術<br>基本給付金額×2                                             | お支払回数 1回につき 無制限 20万円            |
|        | ガン放射線治療給付金     | ガンの治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき<br>基本給付金額×2 (60日に1回限度)                                                                 | 60日に1回を限度としてお支払回数無制限 1回につき 20万円 |
|        | 化学療法給付金        | ガンの治療を直接の目的とした入院または通院により所定の化学療法(抗がん剤治療)を受けられたとき<br>基本給付金額 (月1回、通算60ヵ月限度)                                              | 月1回、通算600万円限度 1回につき 10万円        |
| 治療給付特約 | 緩和療養給付金        | ガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院または通院により所定の緩和療養を受けられたとき<br>*通院は、健康保険が適用される所定の医療用麻薬の投与を受けられた場合に限ります。<br>基本給付金額 (月1回、通算12ヵ月限度) | 月1回、通算120万円限度 1回につき 10万円        |
|        | 上皮内新生物手術給付金    | 上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき<br>特約基本給付金額×2                                                                         | お支払回数 1回につき 無制限 20万円            |
| 治療給付特約 | 上皮内新生物放射線治療給付金 | 上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき<br>特約基本給付金額×2 (60日に1回限度)                                                           | 60日に1回を限度としてお支払回数無制限 1回につき 20万円 |

※ 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主契約に付加されます。

### ● プラス保障

基本保障に加えて、高額になりがちなガンの先進医療を保障する特約(ガン先進医療給付特約(12))やガン・上皮内新生物の治療を目的とした入院を保障する特約(ガン入院給付特約)を付加することができます。

※ 各給付金のお支払いは、責任開始期以後に診断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新生物を直接の原因とした場合に限ります。

※ このご案内では、公的医療保険制度のことを「健康保険」と表現しています。

■ 給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■ このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。また、経営者・従業員のみなさまの個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度/福祉制度の活用をご検討ください。

<引受保険会社>アクサ生命保険株式会社  
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7777(代表) http://www.axa.co.jp/life/  
<お問合せ先> 大船渡営業所  
〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字町10番地11  
協同組合南三陸ショッピングセンター2F  
TEL 0192-27-5744 AXA-1203-0939/9F7

# ホームページ リニューアル！

大船渡商工会議所のホームページを全面リニューアルいたしました。

これまでの基本情報に加え、復興支援情報や各種セミナー、講習会などの開催情報に特化したお知らせページを設置しました。ぜひご利用ください。

◆ホームページURL  
<http://ofunatocci.or.jp>

◆お知らせページ  
<http://ofunatocci.or.jp/shiosai/>



▲お知らせ  
ページ

▲トップページ

## 検定試験のご案内

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 検 定 名 | 販 売 士                      |
| 級     | 3 級                        |
| 試験日時  | 平成24年<br>7月14日(土) 午前9時30分～ |
| 試験会場  | 大船渡東高等学校                   |
| 受付期間  | 平成24年<br>5月28日(月)～6月21日(木) |
| 受 験 料 | 4,000円                     |

### ◆お申込み・お問い合わせは

大船渡商工会議所

本 所 TEL 26-2141

三陸支所 TEL 44-2058 まで

## 平成24年度 社会保険相談日のお知らせ

|           |           |
|-----------|-----------|
| 6月27日(水)  | 11月27日(火) |
| 7月25日(水)  | 12月26日(水) |
| 8月29日(水)  | 1月30日(水)  |
| 9月26日(水)  | 2月27日(水)  |
| 10月24日(水) | 3月27日(水)  |

会場：大船渡市役所

時間：午前10時30分～午後3時30分

※相談には予約が必要です。

事前に下記ご予約先までお電話願います。

### ◆お問い合わせ・ご予約先

一関年金事務所 TEL 0191-23-4246

## 大船渡商工会議所 お問い合わせ先

本  
所

〒022-0003

大船渡市盛町字町10-11

サンリア 2 階 (100円ショップ隣)

TEL 26-2141 FAX 27-1010

開所時間 午前9時～午後5時20分

三  
陸  
支  
所

〒022-0101

大船渡市三陸町字越喜来字肥の田29-3

TEL 44-2058 FAX 44-2500

開所時間 午前8時30分～午後5時20分